

令和5年 第2回

士幌町議会定例会議案

令和5年6月2日

- 議案第 1 号 農業委員会委員の任命について
議案第 2 号 辺地総合整備計画の変更について
議案第 3 号 辺地総合整備計画の変更について
議案第 4 号 特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案
議案第 5 号 令和 5 年度土幌町一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 6 号 令和 5 年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 2 日

土幌町議会議長 河口 和吉 様

土幌町長 高木 康弘

議案第 1 号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生年月日
●●●●●●●●●●●●●●●●	山内 徳彦	●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	後藤 範雄	●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	河田 浩美	●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	森本 耕二	●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	香川 国彦	●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	小野寺 保	●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	上山 靖	●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	中山 謙次	●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	鎌田 尚吾	●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	岡部 真吾	●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	伊賀 勝彦	●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	高橋 竜	●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	今井 均	●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	菊地 和浩	●●●●●●●●

説 明

農業委員会委員の任期満了により、新たに委員を任命するため、議会の同意を求めるものである。

議案第 2 号

辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により、新田・西上・中音更辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

説 明

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

総合整備計画書（案）

北海道河東郡士幌町 新田・西上・中音更辺地
(辺地の人口 545人 面積80.3km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 河東郡士幌町字士幌の一部・字上音更・字中音更・字ウリマク
(2) 地 域 の 中 心 の 位 置 河東郡士幌町字上音更西3線229番地10
(3) 辺 地 度 点 数 277点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- (1) 道 路 ～ 大規模農業経営が行われている区域の道路であるため、農畜産物の搬入出路の改善策として改良舗装、防雪対策の整備が必要である。
(2) 農業 経営近代化施設 ～ 大規模農業経営が行われている区域で土地利用の変化及び降雨形態の変化に伴い、降雨時には流出量の増加により通水能力が不足し、農地に湛水被害が発生している。排水路及び農道の整備を行い、農地の湛水被害を解消し、生産性の向上及び農作業の効率化を図る為に必要である。

3. 公共的施設の整備計画 令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位：千円)

施 設 名	区 分 事業主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一 般 財 源 の う ち 辺 地 対 策 事 業 債 の 予 定 額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
道路 (橋梁長寿命化修繕事業(新 田・西上・中音更)ほか1事 業)	士幌町	(253,610) 209,500	37,851	(215,759) 171,649	(215,700) 171,600
農業 経営近代化施設 (士幌川西地区担い手畑地 帯総合整備事業 ほか2事 業)	北海道	(426,724) 407,652	0	(426,724) 407,652	(284,300) 269,800
合 計		(680,334) 617,152	37,851	(642,483) 579,301	(500,000) 441,400

議案第 3 号

辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により、上居辺・佐倉・下居辺辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

説 明

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

総合整備計画書（案）

北海道河東郡士幌町 上居辺・佐倉・下居辺辺地

（辺地の人口 805人 面積107.8 km²）

1. 辺地の概況

- （1）辺地を構成する町又は字の名称 河東郡士幌町字士幌の一部・字下居辺・字ワッカクネツプ・字イシヨッポ
- （2）地域の中心の位置 河東郡士幌町字士幌東7線173番地2
- （3）辺地度数 198点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- （1）産業の振興 道路 ～ この地区は、東に丘陵と居辺川の河岸段丘地帯の地形となっており、天然林と人工林が混在している。林道の未整備区域では、伐採期を迎えた森林などがあり、効率的な間伐、育林に支障をきたしており、又自然災害などにも対応する為に必要である。
また、この地区は、大規模農業経営が行われている区域となっている。作業機械の大型化により、現況道路の幅員では営農に支障をきたしている状況である。農作業道の整備を進めることにより、農業生産の基盤整備を図るものである。
- （2）道路 ～ 大規模農業経営が行われている区域の道路であるため、農畜産物の搬入出路の改善策として改良舗装、防雪対策の整備が必要である。
- （3）農業経営近代化施設 ～ 沿線には大規模農場を経営する農家が密集し、大型車の通行も極めて多い路線である。凍結融解時期に路面が泥濘化により通行不可能となり交通の障害となっており、これらを解消するため、整備が必要である。
- （4）教育文化施設 ～ 辺地地区の児童・生徒の小中学校への通学のため、スクールバスを運行している。当該辺地のスクールバス運行路線である朝陽線について、平成31年4月より、児童生徒の乗車状況、通学時間等を考慮し、本来、予備車である車両を充てがい路線の増加をして運行している。同車両は、通学のためだけでなく、学校（学習）活動で移動を伴う際の手段としても運行を担っているため、児童生徒の通学及び学習活動の重要な手段の一つであるスクールバスを、より効率の良い運用とするため、整備が必要である。
- （5）観光・レクリエーション ～ 近年の旅行は、「観光地へ行くこと」自体が目的ではなく、個人の嗜好や価値観が満たされる場へ行き、そこでの経験を同行者や他者と共有することが重要な目的の一つとなっている。一方で、旅の受入側としてもマス移動を対象とした効率重視の観光ビジネス的な視点だけでは、町の観光は存続できない時代となっている。利用者ニーズに対応した施設、機能の強化、豊かな自然資源を活かした周辺（屋外）整備によって、町の観光資源価値が高められ、旅行者にとっては士幌町が通過点からゴール・滞在場所となり、地域住民や近隣住民にとっては魅力的かつ永続的な施設となり両者にとって、士幌町が観光地から幸福感が得られる「感幸地」へ変化し、地域住民は「住み続けたいまち」、来訪者（交流人口、関係人口）や移住希望者などは「住んでみたいまち」へとつながることが期待される。

3. 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位：千円)

施 設 名	区 分 事業主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一 般 財 源 の う ち 辺 地 対 策 事 業 債 の 予 定 額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
産業の振興 道路 (森林管理道ワッカ美加登線 開設事業)	北 海 道	(152,017) 150,000	112,500	(39,517) 37,500	(39,500) 37,500
道路 (橋梁長寿命化修繕事業(上 居辺・佐倉・下居辺))	士 幌 町	(108,271) 58,000	(65,568) 35,409	(42,703) 22,591	(42,500) 22,500
農業経営 近代化施設 (上居辺地区道営特別農道整 備事業)	北 海 道	(260,100) 16,500	0	(260,100) 16,500	(260,100) 16,500
教育文化施設 (スクールバス整備事業)	士 幌 町	24,520	0	24,520	24,500
観光・レクリエーション (プラザ緑風再整備事業)	士 幌 町	(1,054,355) 0	0	(1,054,355) 0	(1,000,100) 0
合 計		(1,599,263) 249,020	(178,068) 147,909	(1,421,195) 101,111	(1,366,700) 101,000

議案第 4 号

特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案

特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

特殊勤務手当支給条例（平成16年条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項から第4項までを削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

説 明

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による新型コロナウイルス感染症の分類の変更に伴い、感染者等と接する業務にあたる職員の手当を廃止するため、条例を改正するものである。